

令和 3 年度中山間地域等直接支払交付金制度改正のあらまし

1 制度の対象となる地域振興立法（新過疎法の成立）

過疎地域自立促進特別措置法 → 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

- ・ 過疎地域に追加された市町村：上富良野町、斜里町^{*1}
- ・ 過疎地域から外れた市町村：富良野市^{*2}、新篠津村^{*1・2}、京極町^{*1・2}

※ 1：中山間地域等直接支払を実施していない市町村

※ 2：特定市町村として引き続き続き制度の対象

2 中核的リーダー^{*3}の指定

(1) 中核的なリーダーとしての役割とは、以下に掲げるものに限るものとする。

- ・ 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ
- ・ 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ
- ・ 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

(2) 所得超過者かつ中核的リーダーの人数は、各集落協定において 2 名以下又は当該集落協定の協定参加者の 13% の範囲内とする。(令和 4 年度から適用)

※ 3：農業所得が札幌市（北海道の場合）の勤労者一人当たりの平均所得を上回る農業者は交付金の交付対象外。

ただし、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす場合、当該農業者の農用地に係る交付金を共同取組活動に充てることを条件に交付対象として交付することを規定。

3 交付金の使用方法

共同取組活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

- ・ 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成
- ・ 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成
- ・ 協定活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

4 市町村が行う実施状況の確認事項の追加

- (1) 交付金の使用方法
- (2) 集落戦略の策定、協定参加者で行う毎年度の話し合い
- (3) 農業所得の確認
- (4) 中核的リーダーの確認